

横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱

制 定 平成 20 年 4 月 1 日 健医政第 1293 号(副市長決裁)

最近改正 令和 7 年 5 月 14 日 医地第 104 号(副市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、分娩を取り扱う医療機関における産科医師等の確保や当直業務の負担軽減を支援することにより、働きやすい環境の整備と本市の分娩取扱体制を確保することを目的とする。

2 本補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則(平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 産科医師等

産科医師及び小児科医師をいう。

(2) 当直体制確保

週 3 回以上の勤務で雇用されている常勤の産科医師の代替として、非常勤の産科医師、又は週 3 回以上の勤務で雇用されている常勤小児科医師の代替として、非常勤の小児科医師を雇用し、夜間や土日祝日の昼間などに当直勤務をさせることをいう。

(本事業で定める補助金)

第 3 条 この要綱において、補助の対象となる経費を以下のように定め、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、交付額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、国内消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。

(1) 産科医師確保補助金

常勤の産科医師 10 人以上を確保し、年間 800 件以上の分娩を取り扱う場合、年間 600 万円を補助するものとする。

(2) 分娩取扱体制維持補助金

常勤の産科医師と非常勤の産科医師の常勤換算人数を合わせて 2 人以上を確保し、年間 160 件以上の分娩を取り扱う場合、年間 120 万円を補助するものとする。

(3) 当直体制確保補助金(子育て・介護等代替)

子育て(妊娠中を含む)や、介護等の理由により、当直を免除された常勤の産科医師等の代替として非常勤の産科医師等が当直を行う場合、常勤の産科医師等が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直 1 回につき、補助事業者が負担した金額と 5 万円を比較し、いずれか少ない額を補助するものとする。ただし、1 施設あたり年間 500 万円かつ 1 医師あたり 50 回の代替を限度とする。また、補助期間は子育て等を理由とする場合、申請の対象となる医師 1 人の 1 度の出産に対し、3 年を限度とする。介護等を理由とする場合、申請の対象となる医師の対象家族 1 人につき 3 年を限度とする。

(4) 当直体制確保補助金(診療所常勤医師代替)

常勤の産科医師の代替として非常勤の産科医師が当直を行う場合、常勤の産科医師が対応すべき当直の代替当直人件費として、当直 1 回につき、補助事業者が負担した金額と 5 万円を比較し、いずれか少ない額を補助するものとする。ただし、1 施設あたり年間 250 万円を限度とする。

(5) 緊急出務費補助金

分娩にかかる救急患者に対応するため、当該時間帯に通常に勤務する分娩に関わる医師に加えて、緊急に医師を呼び出し、出務させた場合、緊急出務をした医師の人件費として補助事業者が負担した金額と 3 万円を比較し、いずれか少ない額を補助するものとする。ただし、1 件の救急対応に対し、6 万円(医師 2 人分の手当)を限度とし、1 施設あたり年間 90 万円を限度とする。

(補助事業者等の範囲)

第 4 条 この要綱における補助事業者等は、次の各号に定めるものとする。

(1) 産科医師確保補助金

分娩を取り扱う市内の病院とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。

なお、横浜市産科拠点病院は対象外とする。

(2) 分娩取扱体制維持補助金

分娩を取り扱う市内の病院又は診療所とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。

なお、横浜市周産期救急連携病院及び神奈川県周産期救急医療システム受入病院は対象外とする。

(3) 当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

産科医師については、分娩を取り扱う市内の病院又は診療所とする。小児科医師については、小児救急拠点病院とする。

(4) 当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

分娩を取り扱う市内の診療所とする。ただし、標準的な分娩料が 60 万円未満であること。

なお、過去に横浜市から産科病床の整備に係る補助金の交付を受けていた診療所は対象外とする。

(5) 緊急出務費補助金

分娩を取り扱う市内の病院又は診療所とする。ただし、横浜市周産期救急連携病院及び神奈川県周産期救急医療システム受入病院は対象外とする。

（交付申請）

第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、次の各号に定めるものとする。

なお、やむを得ない理由があるときは、その理由を付して提出期限後に申請することができる。

(1) 産科医師確保補助金

原則として、毎年 6 月末日とする。

(2) 分娩取扱体制維持補助金

原則として、毎年 6 月末日とする。

(3) 当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

原則として、毎年 6 月末日とする。ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は、当該医師採用後 90 日以内かつ当該年度内とする。

(4) 当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

原則として、毎年 6 月末日とする。ただし、年度途中において医師の確保を行った場合は、当該医師採用後 90 日以内かつ当該年度内とする。

(5) 緊急出務費補助金

1 月から 12 月末までの出務状況について、原則として翌年 2 月 15 日までに申請するものとする。

2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、次の各号に定める様式を用いなければならない。

(1) 産科医師確保補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式－1）

(2) 分娩取扱体制維持補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式－2）

(3) 当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式－3）

(4) 当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書（第 1 号様式－4）

(5) 緊急出務費補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第 1 号様式－5）

3 補助金規則第 5 条第 2 項の規定により、市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、産科医師確保補助金、分娩取扱体制維持補助金、当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、別紙事業計画書及び標準的分娩料の内訳を示す書類、当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）にあつては、別紙事業計画書、緊急出務費補助金にあつては、別紙実施状況報告書、緊急出務の内容を証する書類、産科医師に対し手当の支払が行われたことを証する書類及び手当の内容がわかる書類とする。

4 補助金規則第 5 条第 3 項の規定により市長が補助金交付申請書への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、次の各号に定めるものとする。

(1) 産科医師確保補助金、分娩取扱体制維持補助金、当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）、当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、同規則第 5 条第 2 項第 2 号から第 4 号に規定する書類

(2) 緊急出務費補助金にあつては、同規則第 5 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する書類

（変更・中止・廃止届）

第 6 条 補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により、第 3 条に規定する補助金の交付を受けようとする者が、その計画を変更、中止又は廃止する場合、市長の承認を受けるために提出する書

類は、産科医師確保補助金、分娩取扱体制維持補助金、当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）、当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、変更・中止・廃止届（第2号様式）とする。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市産科医師等人材確保支援事業不交付決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、次の各号により行うものとする。

（1）産科医師確保補助金、分娩取扱体制維持補助金、当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）、当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式-1）

（2）緊急出務費補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式-2）

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が交付決定通知書の交付を受けてから10日以内の日とする。

（実績報告）

第9条 補助金規則第14条第1項の規定により、事業終了後30日以内に次の各号に定める様式を市長に提出しなければならない。

（1）産科医師確保補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書（第5号様式-1）

（2）分娩取扱体制維持補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書（第5号様式-2）

（3）当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書（第5号様式-3）

（4）当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書（第5号様式-4）

（5）緊急出務費補助金

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式-5）

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により、市長が必要と認める書類は、次に定めるものとする。

当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）及び当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、当直医師の勤務内容を証する書類、当直実績表及び当直医師に手当の支払が行われたことを証する書類

3 補助金規則第14条第4項の規定により、市長が実績報告書への添付を省略させることができる書類は、次の各号に定めるものとする。

（1）産科医師確保補助金及び分娩取扱体制維持補助金にあつては、同規則14条第1項第3号に規定する書類

（2）当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）、当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）、及び緊急出務費補助金にあつては、同規則第14条第1項第2号及び第3号に規定する書類とする。

（補助金額の確定）

第10条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、次の各号により行うものとする。

（1）産科医師確保補助金、分娩取扱体制維持補助金、当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）及び当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金確定通知書（第6号様式）

（2）緊急出務費補助金にあつては、横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式-2）

（電子メールによる書類の提出）

第11条 補助事業者は、提出書類について、押印がある場合を除き書面での提出に代えて電子メールで提出することができる。

（関係書類の保存期間）

第12条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5年とする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、医療局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止とする。ただし、平成 22 年度に申請のあった第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の補助金の交付期間にあつては、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 30 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 12 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、平成 23 年 4 月 1 日健医政第 1277 号一部改正の附則の改正は、平成 24 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱名)

- 2 この要綱の名称を「横浜市医師等人材確保支援要綱」から「横浜市産科医師等人材確保支援要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 14 日から施行し、令和 7 年度の予算に係る補助金から適用する。それ以前の予算に係る補助金の執行については、なお従前の例による。

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

産科医師の確保にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助金名称 産科医師確保補助金

3 申請年度における産科の状況

(1) 分娩件数見込み 件

(2) 常勤医師数 人

(3) 標準的な分娩料 円

4 交付申請金額

¥ _____ . ____

5 添付書類

事業計画 別紙のとおり

標準的な分娩料の内訳を示す書類

担当者名

所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

産科医師の確保にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助金名称 分娩取扱体制維持補助金

3 申請年度における産科の状況

- (1) 分娩件数見込み 件
- (2) 常勤医師の人数と非常勤医師の常勤換算人数を合わせた人数 人
- (3) 標準的な分娩料 円

4 交付申請金額

¥ _____ . ____

5 添付書類

事業計画 別紙のとおり

標準的な分娩料の内訳を示す書類

担当者名

所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

当直体制の確保にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱を遵守します。

1 施設名

2 補 助 金 名 称 当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

3 当直体制の確保状況

(1) 医師（産科・小児科）の状況

ア 子育て（妊娠中を含む）・介護等を理由に当直勤務をすることができない医師数 人

イ 上記アについて、当直勤務不可の期間

(2) 代替医師確保の状況

ア 採用年月

イ 勤務予定日・予定時間

4 交付申請金額 ￥ . ー

内訳

@ 円 × 回 = 円

5 添付書類

事業計画 別紙のとおり

担当者名

所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

当直体制の確保にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助金名称 当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

3 代替医師確保の状況

(1) 採用年月

(2) 勤務予定日・予定時間

4 標準的な分娩料 円

5 交付申請金額 ￥ . ー

内訳

@ 円 × 回 = 円

6 添付書類

事業計画 別紙のとおり

標準的な分娩料の内訳を示す書類

担当者名

所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

緊急出務の実施にあたり、次の補助金の交付を申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱を遵守します。

1 施設名

2 補助金名称 緊急出務費補助金

3 交付申請金額

¥ _____ . ー

4 添付書類

- ・実施状況報告書（別紙）
- ・緊急出務の内容を証する書類（当直日誌等）
- ・産科医師に手当を支払ったことを証する書類
- ・手当の内容がわかる書類（雇用契約書、就業規則等）

担当者名 所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金変更 ・ 中止 ・ 廃止届

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

横浜市産科医師等人材確保支援事業要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出します。

1 施設名

2 補助金名称

3 申出区分 (該当するものに○をつけてください。)

変更 ・ 中止 ・ 廃止

4 時期・期間

(1) 変更日	年	月	日			
(2) 廃止日	年	月	日			
(3) 中止期間	年	月	日	～	年	月 日

5 理由

6 添付書類

対象となる交付決定書の写

担当者名 所属・氏名

電話番号

電子メール

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金不交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金については、次の理由により、不交付とします。

1 補助金の名称

2 理 由

担当
電話番号
電子メール

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付決定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援事業について、次のとおり交付します。

1 施設名

2 補助金額 ¥ . ー

(1) 補助金名称

(2) 交付方法 補助金額の確定後、適法な請求書を受理した日から
30日以内に支払います。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 実績報告書は、事業終了後30日以内に提出してください。
- (3) 補助金の精算は、実績報告書をもって行います。
- (4) 補助金に剰余金が生じたときは、直ちに返還してください。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (6) 必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。
- (7) 次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助事業の実施を中止したとき。
 - ウ 補助金の交付条件に違反したとき。

担当
電話番号
電子メール

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました横浜市産科医師等人材確保支援事業について、次のとおり交付します。

1 補助金額 円 _____ . -

(1) 補助金名称 緊急出務費補助金

(2) 交付方法 本通知交付後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払います。

2 交付条件

- (1) この補助金は、申請のあった経費以外には、使用しないでください。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を事業完了後5年間保管してください。
- (3) 必要があると認めるときは、補助金の使途及び経理の状況等について、関係書類の提出を求め、調査を行います。
- (4) 次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めます。
 - ア 虚偽又は不正な手続により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助事業の実施を中止したとき。
 - ウ 補助金の交付条件に違反したとき。

担当
電話番号
電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助金名称 産科医師確保補助金

3 補助金額

¥ _____ . ____

4 添付書類

別紙 実績報告様式

担当者名 所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助金名称 分娩取扱体制維持補助金

3 補助金額
¥ _____ . ____

4 添付書類
別紙 実績報告様式

担当者名 所属・氏名
電話番号
電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金実績報告書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助金名称 当直体制確保補助金（子育て・介護等代替）

3 補助金額

¥ _____ . -

4 添付書類

- ・実績報告様式（別紙）
- ・確保した当直医師の勤務内容を証する書類（雇用契約書等）
- ・当直実績表
- ・当直医師に給与の支払いが行われたことを証する書類

担当者名 所属・氏名

電話番号

電子メール

年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業実績報告書

横 浜 市 長

所 在 地

医 療 機 関 名

代表者職氏名

年 月 日 第 号により、補助金交付決定を受けた事業を実施しましたので、
次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 施設名

2 補助金名称 当直体制確保補助金（診療所常勤医師代替）

3 補助金額

¥ _____ . -

4 添付書類

- ・実績報告様式（別紙）
- ・確保した当直医師の勤務内容を証する書類（雇用契約書等）
- ・当直実績表
- ・当直医師に給与の支払いが行われたことを証する書類

担当者名 所属・氏名

電話番号

電子メール

第 号
年 月 日

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金確定通知書

様

横浜市長

横浜市産科医師等人材確保支援事業補助金について、補助金額を確定しましたので通知します。

- 1 施設名
- 2 補助金名称
- 3 補助金額 ¥ . ー

担当
電話番号
電子メール